

視覚障害障害程度等級表見直し案（視野関連抜粋）

変更点は下線部

障害程度等級表（現行）

級別	視覚障害
1級	
2級	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ <u>両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの</u>
3級	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ <u>両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの</u>
4級	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6級	

障害程度等級表（見直し案）

級別	視覚障害
1級	
2級	1 両眼の視野がそれぞれ10度以内、かつ <u>両眼の中心視野角度が28度以下のもの。</u> 2 <u>両眼開放視認点数が70点以下、かつ両眼の中心視野視認点数が20点以下のもの</u>
3級	1 両眼の視野がそれぞれ10度以内、かつ <u>両眼の中心視野角度が56度以下のもの</u> 2 <u>両眼開放視認点数が70点以下、かつ両眼の中心視野視認点数が40点以下のもの</u>
4級	1 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの 2 <u>両眼開放視認点数が70点以下のもの</u>
5級	1 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの、 <u>または両眼の中心視野角度が56度以下のもの</u> 2 <u>両眼開放視認点数が100点以下のもの、または両眼の中心視野視認点数が40点以下のもの</u>
6級	